

## 1・3 国際会計基準(IFRS)

当協会は、IFRS 勉強会(2010年5月に設置)において、国際会計基準審議会(IASB)が公表している会計基準のうち、国内に取り込まれた場合に海運業界への影響が大きいものを取り上げ、既存の会計実務に対する影響の検討を行うとともに、内外の関係者と協調しつつ、関係方面への意見反映や国内関係者への情報提供に努めてきた。2017年度における主な動きは以下の通りである。

### 1・3・1 新リース会計基準

IASBは、2016年1月に新基準(IFRS第16号「リース」)を公表、新基準の適用は2019年1月1日以後に開始する事業年度から(後述のIFRS第15号を適用していることを条件に早期適用可)とされている。本件に関して、企業会計基準委員会(ASBJ)が2017年10月31日に公表した「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」では、日本基準におけるリース基準への具体的な言及はなかったものの、修正国際基準(JMIS)へのエンドースメント手続を開始した旨を公表している。

当該基準については、将来的に国内基準への取込み(コンバージェンス)に関する検討が行われる見込みであることから、当協会は状況を注視した。

### 1・3・2 収益認識基準

ASBJは、2014年5月に公表したIFRS第15号(「顧客との契約から生じる収益」)を踏まえた収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討を開始しており、国内での基準化に向けて、2016年2月、IFRSをベースとした日本の収益認識基準の開発についての意見募集(「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」)を実施した。これを受けて当協会は、IFRS勉強会にて同基準のコンバージェンスが海運業界にもたらす影響を検証しASBJとの面談を行ったうえで、2017年5月、同会に意見書を提出した(『船協海運年報2016』「1・3・1」参照)。

その後も当協会はIFRS勉強会を中心にASBJとの意見交換を行い、不定期船事業にて定着している航海完了基準や航海進行基準を認めるよう継続的に求めたものの、ASBJより開発基準の国際的な整合性を確保するうえで航海完了基準またはその一部を採用する説明材料が見出せないとの指摘があったことから、同基準が採用されることについては断念し、①航海を単位とした収益認識、②空船廻航期間も役務提供期間として収益を配分すること、③強制適用までの十分な準備期間の確保の3点に絞って引き続き要望を行った。

ASBJは当該意見募集の結果および当協会との議論等を踏まえつつ審議のうえ、2017年7月20日に同基準に関する公開草案を公表、「基本的な方針」として「IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定める」ことが示されている一方、「これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、[国際的な]比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとなり(同案第91項)、「船舶による運送サービス」については上記①～③の当協会の考え方も全面的に受け入れ「追加的に定めた代替的な取扱い」として規定されることとなった。これを受けて当協会は、草案に同意することを

主旨とした意見書を10月20日に同会に提出した(【資料 1-3-2】)。

その後、ASBJは公開草案に対して寄せられた意見を基に検討を行い、2018年3月30日、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(指針)を公表した。同指針では公開草案と同じく「代替的な取扱い」を定めており、外航海運に関しては以下の通り記載されている。

#### **適用指針 5. 重要性等に関する代替的な取扱い**

##### **(船舶による運送サービス)**

97. 会計基準第32項及び第41項の定めにかかわらず、一定の期間にわたり収益を認識する船舶による運送サービスについて、一航海の船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの期間が通常の間(運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く。)である場合には、複数の顧客の貨物を積載する船舶の一航海を単一の履行義務としたうえで、当該期間にわたり収益を認識することができる。  
(「指針」第97項(22頁))

#### **結論の背景 2. 重要性等に関する代替的な取扱い**

##### **(船舶による運送サービス)**

170. 一定の期間にわたり収益を認識する船舶による運送サービスについて、一航海の船舶が発港地を出発してから帰港地に到着するまでの期間が内航海運又は外航海運における通常の間である場合には、当該期間は短期間であると想定され、複数の顧客の貨物を積載する船舶の一航海を単一の履行義務としたうえで、当該期間にわたり収益を認識しても財務諸表間の比較可能性を大きく損なうものではないと考えられるため、代替的な取扱いを定めている(第97項参照)。  
(「指針」第170項(37頁))

なお、適用時期については、「平成33年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用」(平成30年4月1日以後からの早期適用可)とされている。